

## 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和4(2022)年度補正予算概要.....	1～2
2 令和5(2023)年度予算概要.....	3～8
3 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の骨子(子ども未来部所管分).....	9～22
4 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子(子ども未来部所管分).....	23
5 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	24
6 函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	25～27
7 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	28～30
8 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	31～35
9 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	36～38
10 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	39～45

1 令和4（2022）年度補正予算概要

（1）一般会計

【歳入】

（単位：千円）

科目	補正額	説明	
(国) 民生費補助金	3,708	児童虐待防止対策等支援事業費補助金減	△284
		性暴力・配偶者暴力被害者等支援補助金	2,478
		子ども・子育て支援事業費補助金	1,514
積立基金運用収入	34	育英基金分増	34
指定寄付金	200	児童館等管理運営所要経費分	200
ふるさと寄付金	1,670	企業版ふるさと納税分増	1,670
		市立保育所備品整備費分増	1,570
		児童館各種行事費分	100
育英基金繰入金	△34	育英金分減	△34

【歳出】

民生費

（単位：千円）

科目	補正額	説明	特定財源	
子ども未来総務費	12,619	昭和児童館外壁改修費減	△273	
		子どもの安心・安全対策 支援事業費	12,892	
		(国) 次世代育成支援対策施設 整備費補助金	△936	
保育サービス費	5,360	保育サービス向上推進費増 保育所等業務効率化 推進事業費補助金増	(国) 保育対策総合支援事業費 補助金	10,920
			(地方債) 児童福祉施設整備事業債	600
			(国) 保育対策総合支援事業費 補助金	4,020
子ども健全育成費	△236	子ども健全育成事業費減	△236	
		学童保育施設整備事業費減	△236	
		(国) 地域子ども・子育て支援事 業費補助金	△79	
		(道) 地域子ども・子育て支援事 業費補助金	△79	

## 衛生費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
母子保健費	△82	その他所要経費減 △82 (乳幼児身体発育調査分)	(国) 統計調査委託金 △82

## 教育費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
私立学校振興費	△4,729	私立学校運営助成費減 △3,810 私立専修学校運営助成費減 △919	
奨学給付金	△910	給付型奨学金減 △920 事務費増 10	(その他) 積立基金運用収入 24 青少年育成基金繰入金 △920

## (2) 奨学資金特別会計

## 【歳入】

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
積立基金運用収入	204	奨学基金運用収入増	204
寄付金	3,650		
前年度繰越金	247		
貸付金収入	△304	現年度分増 416 滞納繰越分減 △720	
雑入	6	支払督促申立手数料増	6

## 【歳出】

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
奨学金	△2,690	奨学資金貸付金減 △2,690	
奨学基金積立金	6,493	奨学基金積立金増 6,493	(その他) 寄付金 3,650

2 令和5（2023）年度予算概要

(1)一般会計

[歳出]

民生費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
子育てアプリ関係経費	789	母子健康手帳機能やカレンダー機能等を備えた新たなアプリの運用を開始	(国)地域子ども・子育て支援事業費補助金 263 (道)地域子ども・子育て支援事業費補助金 263
施設型給付費	6,845,693	保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の仕組みによる運営費および幼児教育・保育の無償化に要する費用を給付 認定こども園（54か所） 6,146,881 （保育所型19か所，幼保連携型29か所，幼稚園型6か所） 私立保育所（5か所） 406,426 新制度幼稚園（3か所） 192,736 市立施設（2か所） 45,645 広域施設（8か所） 54,005	(国)子ども・子育て支援給付費負担金 3,210,103 (道)子ども・子育て支援給付費負担金 1,682,210 (道)多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金 76,584 (その他)保育所入所負担金 18,991
地域放課後児童健全育成事業費	1,044,617	学童保育料の軽減実施分 166,200 児童1人あたり月額5,000円（年額60,000円）の保護者負担の軽減 施設職員処遇改善分 133,932 1クラスあたり年額1,678,000円を上限として委託料に加算ほか キャリアアップ処遇改善分 49,505 経験年数に応じた1クラスあたり年額919,000円を上限として委託料に加算 業務委託料ほか 69クラブ 694,980 放課後における児童の健全育成を図る学童保育を実施 小学校余裕教室等の公共施設 22か所 民家や私立幼稚園等の民間施設 47か所	(国)地域子ども・子育て支援事業費補助金 301,706 (道)地域子ども・子育て支援事業費補助金 301,706

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
ひとり親家庭技能 習得支援給付金	3,171	ハローワークの資格取得に係る給付金制度の対 象外となるひとり親に対し、養成機関の授業料 などを助成	
ひとり親家庭等 就労支援事業費	710	ひとり親家庭の方が経済的に自立した生活を送 るために、キャリアアップ講習会を開催	(国)母子家庭等対策総 合支援事業費補助金 355
養育費確保 支援事業費	400	ひとり親家庭の養育費の取り決め等にかかる経 費を助成 公正証書等作成支援 上限3万円 養育費保証契約支援 上限5万円	(国)母子家庭等対策総 合支援事業費補助金 200
子ども医療 助成関係経費	600,499	高校生(18歳になる年度末)までの子どもの医 療費を助成 延 278,996件	(道)子ども医療費補助 金 109,656 (その他)医療給付金等 収入 1,488
ひとり親家庭等 医療助成関係経費	122,101	ひとり親家庭等の子どもおよびその親の医療費 を助成 延 44,626件	(道)ひとり親家庭等医 療費補助金 46,141 (その他)医療給付金等 収入 576

衛生費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
妊 婦 健 康 診 査 費	79,723	安心・安全な出産のために必要とされる妊婦健康診査受診回数（14回程度）に係る健診費用を公費負担するほか，多胎妊娠の妊婦に対し，標準的な妊婦健診以外に受診した健診費用を助成	
産 後 ケ ア 事 業 費	4,198	助産師等が産後の母体管理や育児指導などを行う産後ケアを，宿泊型や通所型，訪問型により実施	(国)母子保健費補助金 2,099
出 産 ・ 子 育 て 応 援 給 付 金 給 付 事 業 関 係 経 費	116,069	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう，妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「経済的支援（妊娠届出時・出生届出時を通じて計10万円を支給）」を一体として実施	(国)出産・子育て応援給付金給付事業費補助金 75,760 (道)出産・子育て応援給付金給付事業費補助金 19,758
定 期 予 防 接 種 費	413,394	四種混合 43,806 （ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ） 麻しん・風しん 26,524 ヒブ，小児用肺炎球菌 73,311 子宮頸がん 110,431 （定期接種12～16歳， 未接種者へのキャッチアップ接種17～26歳） 日本脳炎 70,476 ロタウイルスほか 88,846	

教育費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
私立学校運営助成費	126,090	生徒1人あたりの助成額 30,000円 対象施設数 15施設 対象人員 4,203人	
私立専修学校 運営助成費	16,921	生徒1人あたりの助成額 30,000円 対象施設数 6施設 対象人員 555人	
入学準備給付金	6,720	小・中学校または義務教育学校に入学する子どもがいる保護者に入学準備金を給付 (生活保護受給者, 就学援助の入学前支給の受給者等を除く) 給付対象 第1子および第2子 (所得額300万円以下の保護者) 第3子以降(所得制限なし) 給付額 1人あたり3万円	
中学校卒業生 入学準備等給付金	21,240	中学校または義務教育学校を卒業する子どもがいる保護者に高等学校への入学等に係る費用の一部を入学準備等給付金として給付(生活保護受給者等を除く) 給付対象 第1子および第2子 (就学援助受給世帯・保護者所得額300万円以下の世帯) 第3子以降(所得制限なし) 給付額 1人あたり3万円	

## (2) 奨学資金特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	
積立基金運用収入	464	奨学基金分	464
寄付金	100		
前年度繰越金	1		
貸付金収入	19,709	現年度分 滞納繰越分	15,987 3,722
雑入	1	支払督促申立手数料	1
歳入合計	20,275		

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
管理費	1,017	奨学資金運営委員会委員報酬 事務費	100 917 (その他)積立基金運用収入 464
奨学金	6,576	奨学資金貸付金	6,576
奨学基金積立金	12,582	奨学基金積立金	12,582 (その他)寄付金 100
予備費	100		
歳出合計	20,275		

## (3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	
一般会計繰入金	4,770	貸付分 事務費分	3,776 994
前年度繰越金	54,046		
貸付金収入	62,802	貸付元金収入 現年度分 滞納繰越分 貸付金利子	62,772 44,618 18,154 30
雑入	1	1 支払督促申立手数料	1
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業債	7,552		
歳入合計	129,171		

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
貸付事業費	94,854	母子父子寡婦福祉資金貸付金 その他所要経費	93,449 1,405 (地方債)母子父子寡婦 福祉資金貸付事業債 7,552
公債費	22,878	母子父子寡婦福祉資金貸付事業債償還元金	22,878
一般会計繰出金	11,439		
歳出合計	129,171		

3 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の骨子（子ども未来部所管分）

（１）改正理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備するため

（２）改正内容

別紙新旧対照表のとおり

（３）施行期日

令和５年４月１日

**函館市子ども・子育て会議条例 新旧対照表**  
**【第1条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき，函館市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議は，<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは，部会を置くことができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき，函館市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議は，<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは，部会を置くことができる。</p>

**函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
新旧対照表  
【第4条関係】**

現 行	改 正 案
<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分および<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>または第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分および<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>または第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を</p>

施設を現に利用している法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整および要請に対する協力)  
第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間および保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認

現に利用している法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整および要請に対する協力)  
第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間および保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）  
に要する費用

ア 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)または(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)または(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ (略)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)および時間、提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年函館市条例第22号)で定める基準(保育所に係るものに限る。)を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定によ

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)および時間、提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年函館市条例第22号)で定める基準(保育所に係るものに限る。)を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められ

り定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特

た法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教

定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

#### 第37条 （略）

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものに

育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

#### 第37条 （略）

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては

あつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 （略）

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を

事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 （略）

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供す

提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2

る場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定め

号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める

る基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により

基準により算定した費用の額」と、同条第4項各号列記以外の部分中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

算定した費用の額」と、同条第4項各号列記以外の部分中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

**函館市つつじ保育園条例 新旧対照表**  
**【第5条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(定員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 つつじ保育園における子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。) <u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども(特別利用保育(支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。))に係る者を除く。)の定員は、15人とする。</p> <p>第5条 つつじ保育園においては、支援法 <u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども(次項から第4項までにおいて「教育・保育給付認定子ども」という。)の特別利用保育を行うことができる。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(定員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 つつじ保育園における子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。) <u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども(特別利用保育(支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。))に係る者を除く。)の定員は、15人とする。</p> <p>第5条 つつじ保育園においては、支援法 <u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども(次項から第4項までにおいて「教育・保育給付認定子ども」という。)の特別利用保育を行うことができる。</p> <p>2～6 (略)</p>

**函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例  
新旧対照表  
【第6条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第7条第1項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(認定の要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第7条第1項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

4 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子（子ども未来部所管分）

(1) 改正理由

基金の額を減額するため

(2) 改正内容

下記新旧対照表のとおり

**函館市青少年育成基金条例 新旧対照表【第2条関係】**

現 行	改 正 案
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>7,691万円</u> とする。 2・3 (略)	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>6,695万円</u> とする。 2・3 (略)

(3) 施行期日

公布の日

5 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども  
・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

下記新旧対照表のとおり

**函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> <u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園および保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p>第26条 削除</p>

(3) 施行期日

公布の日

6 函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業所における安全計画の策定等に関する規定等を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和5年4月1日

**函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例  
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第7条 (略)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第7条 (略)</p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>
<p>(虐待等の禁止) 第13条 (略)</p>	<p>(虐待等の禁止) 第13条 (略)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>

(新設)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 (略)

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 (略)

7 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業所における安全計画の策定等に関する規定等を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(地域型保育事業者と非常災害) 第8条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(地域型保育事業者と非常災害) 第8条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所ごとに、当該地域型保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 地域型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を行う場合の所在の確認)</p> <p><u>第8条の3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少</u></p>

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準)

第11条 地域型保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該地域型保育事業所の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。ただし、保育室および各事業所に特有の設備ならびに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 地域型保育事業者は、地域型保育事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 (略)

ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準)

第11条 地域型保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該地域型保育事業所の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。

第14条 削除

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 地域型保育事業者は、地域型保育事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

8 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設における安全計画の策定等に関する規定等を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表  
【第1条関係】

現 行	改 正 案
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)  <u>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p>第13条 削除</p>

**函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表**  
**【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(児童福祉施設と非常災害) 第7条 (略)</p>	<p>(児童福祉施設と非常災害) 第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条および次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車および降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車に</u></p>
(新設)	(新設)

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備および職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備および職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(新設)

### 第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備および職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備および職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備および職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓

3・4 (略)

(食事)

第15条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条本文の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2～5 (略)

附 則

第3条 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第37条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(食事)

第15条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2～5 (略)

附 則

第3条 第37条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

9 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣，文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，幼稚園型認定こども園等が子どもの通園等のために自動車を運行する場合における子どもの所在の確認に関する規定等を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和5年4月1日

**函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例  
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(管理運営の基準等)</p> <p>第10条 認定こども園は、次に掲げる基準に従い、管理運営を行わなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(管理運営の基準等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 子どもの通園，園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは，子どもの乗車および降車の際に，点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により，子どもの所在を確認すること。</u></p> <p><u>(8) 通園を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは，当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え，これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。</u></p> <p><u>(9)・(10) (略)</u></p>
<p>(7)・(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第4条 第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については，当分の間，1人に限って，当該認定こども園に勤務する保健師，看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし，満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については，子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し，かつ，当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>
<p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p><u>第5条 前条の規定により第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を看護師等をもって代える場合においては，当該看護師等の総数は，第</u></p>

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

4条第1項および第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

10 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園における業務継続計画の策定等に関する規定等を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和5年4月1日。ただし，第1条の規定は，公布の日から施行する。

**函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例  
新旧対照表【第1条関係】**

現 行			改 正 案		
<p>(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第5条, 第6条第1項, 第2項および第4項, 第7条, 第9条, 第11条から第13条まで, 第15条(第4項ただし書を除く。), 第19条から第21条まで, 第35条第9号, 第36条(後段を除く。)ならびに第40条の規定は, 幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第5条, 第6条第1項, 第2項および第4項, 第7条, 第9条, 第11条および第12条, 第15条(第4項ただし書を除く。), 第19条から第21条まで, 第35条第9号, 第36条(後段を除く。)ならびに第40条の規定は, 幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第12条	入所中の児童	園児	(略)	(略)	(略)
	当該児童	当該園児		(略)	(略)
第13条	<u>児童福祉施設の長</u>	<u>就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)</u>	(削る)		
	<u>入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するときまたは同条</u>	<u>法第47条</u>			
	<u>その児童</u>	<u>園児</u>			

(略)		
第40条	保育所の長	<u>園長</u>
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育および保育

2 (略)

附 則

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第4条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項および第7項ならびに第9条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）第35条第9号ア、イおよびカに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える

(略)		
第40条	保育所の長	<u>就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長</u>
	(略)	(略)
	(略)	(略)

2 (略)

附 則

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第4条 (略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第3項	(略)	(略)

	<u>同号イからクまで</u>	第15条第1項において読み替えて準用する函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号） <u>第35条第9号イからクまで</u>
(略)		

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項、第6項および第7項ならびに第9条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例	函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
	<u>同号イからクまで</u>	第15条第1項において準用する同条例第 <u>35条第9号イからクまで</u>
(略)		

3 (略)

	<u>同号</u>	第15条第1項において読み替えて準用する函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号） <u>第35条第9号</u>
(略)		

2 (略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第3項	(略)	(略)
	<u>同号</u>	第15条第1項において準用する同条例第 <u>35条第9号</u>
(略)		

3 (略)

**函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例  
新旧対照表【第2条関係】**

現 行			改 正 案		
<p>(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第5条, 第6条第1項, 第2項および第4項, 第7条, 第9条, 第11条および第12条, 第15条(第4項ただし書を除く。), 第19条から第21条まで, 第35条第9号, 第36条(後段を除く。)ならびに第40条の規定は, 幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第5条, 第6条第1項, 第2項および第4項, 第7条, 第9条, 第11条から第13条まで, 第15条(第4項ただし書を除く。), 第19条から第21条まで, 第35条第9号, 第36条(後段を除く。)ならびに第40条の規定は, 幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第12条	入所中の児童	園児	(略)	(略)	(略)
	当該児童	当該園児		(略)	(略)
(新設)			第13条第1項	利用者に対する支援の提供 および	園児の教育および保育(満3歳未満の園児については, その保育。以下同じ。) ならびに
(略)			(略)		
第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児	第15条第1項	(略)	(略)
	第10条本文	函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第15条第2項において読み替え		第10条	函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第15条第2項において読み替え

		て準用する第 10条本文
	社会福祉施設	学校，社会福 祉施設等
(略)		
第20条第1 項	援助	教育および保 育(満3歳未 満の園児につ いては、その 保育。以下同 じ。)ならび に子育ての支 援
	入所している 者	園児
(略)		

- 2 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員および設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校または社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校，社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備および職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備および職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校または社会福祉施設」と、設備については「他の学校，社会福祉施設等」と、「入所している者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室または便所」と読み替えるものとする。

		て準用する第 10条
	(略)	(略)
(略)		
第20条第1 項	援助	教育および保 育ならびに子 育ての支援
	(略)	(略)
(略)		

- 2 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員および設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校または社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校，社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備および職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備および職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校または社会福祉施設」と、設備については「他の学校，社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室または便所」と、「保育所の設備および職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読

附 則

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第4条 (略)

(新設)

(新設)

み替えるものとする。

附 則

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第4条 (略)

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第5条 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第6条 前条の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。